

大洲市立長浜中学校 防犯カメラ設置要領

1 趣旨

この要領は、大洲市立長浜中学校に設置する防犯カメラについて、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ適正な設置運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 設置目的

防犯カメラの設置は、生徒間のトラブルの抑止及び来校者又は不審者の早期発見・早期対応等を図ることにより、安全で安心して生活できる教育環境を確保することを目的とする。

3 設置者及び管理責任者

- (1) 設置者 大洲市教育委員会
- (2) 管理責任者 大洲市立長浜中学校長

4 設置場所及び設置台数

- (1) 防犯カメラ 2台（屋外階段1階・エレベータ内）
- (2) モニター、録画装置一式 職員室
- (3) 必要に応じて装置の増減設及び移設を行うこととする。

5 設置表示及び管理方法

- (1) 防犯カメラ設置場所の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載したプレートを設置する。
- (2) 設置者及び管理責任者以外の者による操作及び取扱いを原則禁止する。ただし、設置者及び管理責任者が必要と判断する場合は、防犯カメラ、モニターの操作及び画像の取扱いを行う担当者を置くものとする。
- (3) 防犯カメラの機能維持のため、防犯カメラが正常に動作していることを日常的に確認するものとする。

6 画像データの保管と廃棄

- (1) 画像は、撮影時のまま保存し、加工はしないものとする。
- (2) モニターや画像の録画装置及び記録した媒体は、安全に管理できる場所に保管する。
- (3) 記録媒体に記録された画像等の保存期間は原則2週間程度とし、記録上限を超えた場合には上書を自動的に行うものとする。
- (4) 保存期間を経過した画像等は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去するものとする。また、記録媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め複数人のもとで完全に消去されたことを確認のうえで、破砕等を確実に行うものとする。

7 画像の利用制限

- (1) 管理責任者は、次のいずれかに該当する場合を除き、記録された画像を設置目的以外のために利用し、又は第三者へ提供しないものとする。
 - ア 法令に基づく請求があった場合
 - イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合（ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書によるものとする。）
 - ウ 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められる場合
- (2) 前号により画像等の提供を行う場合は、提供日時、提供先、提供理由及び提供した画像の内容等を記録するものとする。
- (3) 管理責任者は、画像から知り得た情報を漏えいし、又は不当な目的のために使用しないものとする。

8 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問合せを受けた場合には、遅滞なく適切に処理するものとする。

(附則) この要領は、令和8年5月14日から施行する